

令和6年度

市民農園利用者募集のご案内

八王子市では、市民の憩いの場として、ご家族で土に親しみながら健康増進と豊かな情操を培うことを目的に市民農園を設置しています。

令和6年度（2024年度）の市民農園の利用者を募集しますので、希望の方は次のとおり応募してください。

◎応募資格

市内在住で現在ひよどり山農園を利用していない方

◎募集する農園及び区画数（1区画約10㎡）

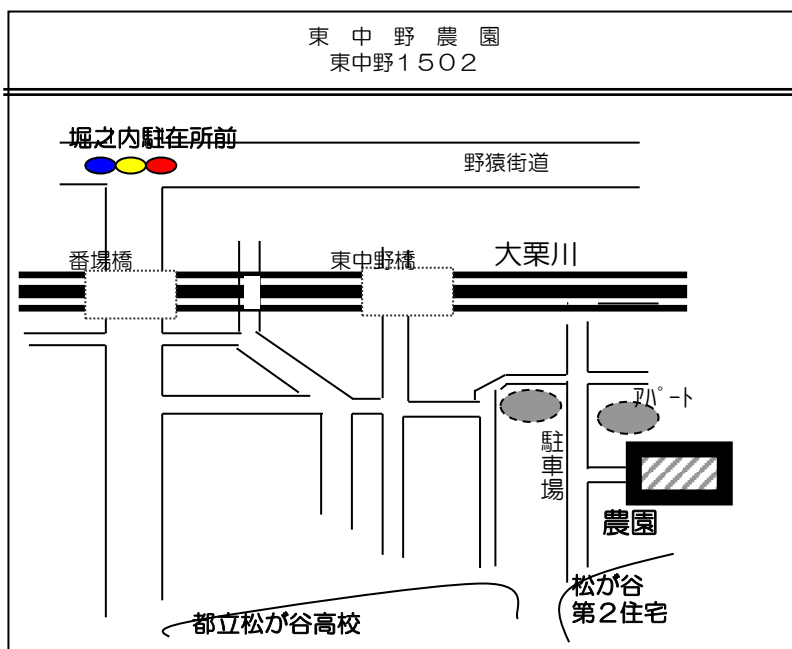
東中野農園 45区画

※区画数は予定であり、変更する場合があります。

◎応募期限

令和6年（2024年）2月8日（木）（必着）

◎募集農園案内図



◎利用期間

令和6年（2024年）4月1日～令和8年（2026年）1月31日（約2年間）

◎利用者負担金（1区画：1年間）

年間 7,500 円

※利用決定後に納付書を送付しますので、指定期日までにお支払いください。指定期日を過ぎますと農園が利用できなくなります。

※納付後に利用者のご都合により農園の利用を辞退される場合、利用者負担金は還付できません。

◎申し込み方法

（1）インターネットからの応募

下記の二次元バーコードから必要事項を入力し応募してください。

（東京共同電子申請・届出サービスを利用します。）



（2）往復ハガキからの応募

（別添「往復ハガキの記入例」参照）

往復ハガキに下記の①～⑤を記入し、農林課へ郵送で応募してください。

①東中野農園

②世帯主名（ふりがな）

③利用者名（ふりがな）

④郵便番号・住所

⑤自宅及び携帯の電話番号（必須）

※返信面の宛名も必ず記入してください。

※応募は 1 世帯 1 通です（二重申込不可）。

市民農園は家族で農業に親しんでいただくことを目的に開設しております。
家族以外でのグループ利用はご遠慮ください。

◎抽選及び結果通知

①利用者の決定方法

申込者数が区画数を超えた場合には抽選で利用者を決定します。

②抽選結果の通知

結果は、3月中旬（予定）までに応募者全員にお知らせします。

◎当選から農園利用開始までの流れ

①結果通知ハガキが届く。（東京共同電子申請・届出サービスを利用の場合は、メールで届きます。）

②必要書類が届く。（当選通知後1～2週間以内）

③提出期限までに「市民農園利用申請書」を提出する。

④令和6年（2024年）4月1日利用開始

※「市民農園利用申請書」を提出しないと農園の利用はできませんので、農林課窓口に郵送又はご持参にて必ず提出してください。

※市民農園利用者負担金の納付書の発送は令和6年4月以降となりますが、「市民農園利用申請書」を提出いただいた方は、4月1日から農園を利用できます。

※当選後、都合により農園利用ができない場合、令和6年（2024年）3月末までに農林課にご連絡願います。辞退の申し出が無い場合、利用者負担金の納付義務が生じますのでご注意ください。

※利用者負担金を期日までに納付されない場合は、利用停止となります。

◎注意事項

- ①駐車場がないため、自動車での来園を禁止しています。市民農園の場所を事前に確認してから応募してください。
- ②水道・トイレ・ゴミ置き場はありません。水が必要な方はペットボトルなどに入れ、持参してください。区画から発生した野菜残渣などのゴミはお持ち帰りいただいております。
- ③収穫まで期間を長く要するアスパラガス、こんにゃくなどの野菜、果樹及び植木の栽培はできません。
- ④市外へ転出された場合は、利用できなくなりますので、農林課にご連絡ください。
- ⑤耕作放棄等による雑草繁茂は、他の利用者の迷惑となりますので、利用期間を通して耕作することを前提に応募してください。
- ⑥当選して申請書を提出すると、申込者に利用者負担金納付義務が発生しますので、申込者が利用してください。

【お問い合わせ】

八王子市産業振興部農林課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話(直通)042-620-7250